

重要文化財（建造物）旧三井家下鴨別邸について

1 施設の概要

(1) 設置

旧三井家下鴨別邸は、三井総領家である三井北家の別邸として、大正14年に10代・三井八郎右衛門高棟（たかみね）によって建築された邸宅。昭和24年に三井家から国に譲渡され、以降、京都家庭裁判所長宿舍として平成19年まで使用されていたが、近代和風建築として価値が高いことから、平成23年6月に重要文化財に指定され、同年10月から京都市が管理することとなった。平成28年10月から一般公開を行っている。

(2) 所在地

京都市左京区下鴨宮河町58番地の2

(3) 建物等

指定名称：重要文化財旧三井家下鴨別邸3棟（主屋・玄関棟・茶室）

指定日：平成23年6月20日 構成要素：主屋、玄関棟、茶室

(4) 供用しない日（休場日）

- ・水曜日（水曜が祝日または振り替え休日の場合は翌日）
- ・12月29日から31日まで (5) 開場時間
午前9時から午後5時まで（入場は4時半まで）

(6) 入場料

一般410円

(* 京都市キャンパス文化パートナーズ制度に入会した大学生は100円、市内の小・中学生・高齢者・障害者等は無料)

(7) 貸室料

(単位：円)

区 分		午 前	午 後	全 日
主屋の 2階	座 敷	5, 100	6, 000	8, 600
	居 室	2, 100	2, 400	3, 400
	茶 の 間	1, 200	1, 400	1, 900
茶 室		5, 100	6, 000	8, 600

2 現行の指定管理者等

(1) 指定管理者：京都市文化財公開施設運営管理事業受託コンソーシアム

【構成団体】公益社団法人京都市観光協会（代表団体）／賀茂御祖神社
／株式会社曾根造園／三井不動産レジデンシャルサービス関西株式会社

(2) 指定期間：平成28年10月1日～平成31年3月31日

(3) 管理運営状況：別紙のとおり

(4) 入場者数及び貸室件数

(単位：人)

(単位：件)

年度	28年度 (10月～)	29年度
入場者数	59, 748	72, 960

年度	28年度 (10月～)	29年度
貸室件数	64	169